

健康診査種目及び補助金一覧表（令和4年度） 別紙 1

健 診 種 目	実施時期	実施機関	補助対象者	補 助 金 (組合が負担する額)
<p>1. 人間ドック</p> <p>短期（一泊2日）・日帰り（1日）</p> <p>※ 節目年齢健診補助（人間ドック受診者で年度末年齢が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の節目に該当する者） * 4年度につきましては変更年度のため受診日年齢も併せて実施</p>	4月1日～ 3月31日	組合契約機関 (別紙4のとおり)及び健康保険組合連合会と契約した健診機関	35歳以上の被保険者と被扶養者	<p>被保険者 費用の4割相当額（百円未満切捨・補助上限15,000円）</p> <p>被扶養者 費用の4割相当額（百円未満切捨・補助上限10,000円）</p> <p><u>※ただし人間ドック基本項目全項目受診の場合は被保険者 15,000円被扶養者 10,000円の補助</u></p> <p>※ 3,000円 (当該年齢で1回のみ加算)</p>
<p>2. 婦人科健診 (人間ドック受診者で、オプションで同時健診のみ)</p> <p>※ 乳腺X線検査（マンモグラフィ） (人間ドックと同時受診のみ)</p>	同 上	同 上	希望者のみ  ※40歳以上の希望者で、2年1回のみ(令和4年度は偶数月生)	<p>2,000円</p> <p>※ 2,000円</p>
<p>3. 生活習慣病健診・主婦健診</p> <p>※ (本人以外は扶養配偶者に限る)</p>	同 上	同 上	35歳以上の被保険者と被扶養者	<p>被保険者 費用の4割相当額（百円未満切捨・補助上限14,000円）</p> <p>被扶養者 費用の4割相当額（百円未満切捨・補助上限7,000円）</p>
<p>4. 労働安全衛生規則第44条による定期健康診断を実施した事業主に対し、年間1人1回 (特定健診結果の提供)</p> <p>* 27年度より領収書の添付省略</p>	同 上	事業所が契約した健診機関	<p>(紙データの場合) 年齢不問</p> <p>(XML形式による電子データの場合) 特定健診に係る40歳以上の者</p>	<p>(紙データの場合及びXML形式による40歳未満の者の電子データの場合) 500円 (XML形式による40歳以上の者の電子データの場合) 1,000円</p>
<p>5. 特定健康診査</p>	同 上	集合契約Aタイプ、または集合契約Bタイプの健診機関	40歳以上の被扶養者	<p>特定健診項目に限り全額負担（詳細健診&lt;医師の判断により追加された項目&gt;を含む。） ※オプション項目は全額自己負担</p>

注)・節目年齢健診補助は人間ドック受診者の年度末年齢が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の節目に該当する場合に当該年齢で1回のみ、3,000円が別途補助されます。（\*令和4年度につきましては変更年度のため受診日年齢も併せて実施）

- ・乳腺X線検査の令和4年度・補助対象者は40歳以上の者で誕生月が偶数月の者に限ります。
- ・人間ドック受診は組合契約の全ての「項目」を受診した者に限ります。
- ・上記健診種目に対する補助回数は、4月1日から翌年の3月31日までの間に1回限りです。
- ・特定健康診査は集合契約Aタイプまたは集合契約Bタイプの健診機関にて受診してください。  
(特定健康診査、健診機関等につきましては当組合へお問合せください。)